

1. 午前7時の時点で、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」及び地震に係る「警戒宣言」が発令されているときは、「臨時休業」とします。

※「暴風警報」以外の警報（大雨警報など）の場合は、原則として通常どおり授業を行います。

2. 地震等により、午前7時現在、「JR大阪環状線、および大阪市営地下鉄（ニュートラムを含む）の双方が全面運休」している場合、「臨時休業」とします。

3. 「暴風警報」もしくは「特別警報」「警戒宣言」が発令されていなくても、気象状況により、校区や通学路の安全が確保されない場合は、学校長の判断で「臨時休業」とする場合があります。

4. 登校時から下校時までに、暴風警報が発令された場合、居住地域や通学路の安全、保護者の在宅が確認された場合は集団下校等の方法で下校させますが、確認ができない場合は、児童・生徒を学校において待機させます。

5. 登校時から下校時までに、「特別警報」が発令された場合、ただちに災害から身を守ることができるよう、児童・生徒に適切な行動をとらせます。

6. 「暴風警報」もしくは「特別警報」が出ていないときでも、保護者の判断で登校の安全が危ぶまれる場合は、安全が確保されるまで、自宅にて待機させてください。

※ 臨時休業の場合には、学校ホームページや保護者メールでもお知らせします。

※ テレビ・ラジオ等で大阪市に関する気象情報・交通情報を確認してください。

※ 電話での問い合わせは、ご遠慮ください。

※ 臨時休業・途中下校となりました場合は、ご家庭において安全確保等のご配慮をお願いいたします。